

24飯 総第157号
平成24年6月11日

原子力災害対策本部
本部長 野田 佳彦 様

飯舘村長 菅野 典雄

「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針決定について（通知）

このことについて、飯舘村議会より同意を得、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、併せて付帯事項も付記させていただきますので、実現に向け特段のご配慮をお願いします。

記

1. 「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針
 - (1) 区域の見直しは、行政区単位とした。
 - (2) 「帰還困難区域」⇒○長泥行政区
 - (3) 「居住制限区域」⇒○草野行政区○深谷行政区○伊丹沢行政区
○関沢行政区○小宮行政区○宮内行政区
○飯樋町行政区○前田・八和木行政区
○大久保・外内行政区○上飯樋行政区
○比曽行政区○蕨平行政区○関根・松塚行政区
○白石行政区○前田行政区
 - (4) 「避難指示解除準備区域」⇒○八木沢・芦原行政区○大倉行政区
○佐須行政区○二枚橋・須萱行政区
2. 付帯事項
 - (1) 行政区の一部に高線量地区（50mSv/年超がある地区）が混在する、「比曽行政区」、「蕨平行政区」、「前田・八和木行政区」の3行政区については、財物（不動産・動産）賠償を、「帰還困難区域」と差が生じな

いよう配慮のこと。

- (2) 精神的損害賠償については、避難指示解除後においても生活環境等が整うまで十分な猶予期間を認めること。
- (3) 仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の補助支援については、避難指示が継続される限り認めること。
また、避難指示解除後においても、諸事情があって「すぐには戻れない人」、「戻らない人」の心に寄り添い、一定の猶予期間を設け支援を継続すること。
- (4) 「帰還困難区域」に対するバリケードの設置にあたっては、区域住民のことに配慮し、極力簡易なものとする。
- (5) 除染にあたっては、住民が安心して帰村できるよう徹底した除染を実施するとともに、除染後20mSv/年以下であっても、住環境周辺の立木（居久根・裏山の立木）の求めに応じた伐採及び補償を行うこと。